次期坂戸市総合計画策定方針

令和2年2月28日 市長決裁令和2年4月16日 一部修正

1 策定の背景

本市では、昭和 46 年 6 月に第 1 次坂戸町総合振興計画を策定後、数度にわたり、その時代に合わせたまちづくりの基本方針を定め、自治体経営を行ってきた。

現在の第6次坂戸市総合振興計画(以下「現計画」という。)は、「笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど」を将来都市像として、平成24年3月に策定され、計画期間を2021(令和3)年度までの10年間としている。基本構想では、「参加と協働」、「健康と安心」、「環境との共生」を基本理念とし、3つの「戦略プロジェクト(将来都市像実現目標)」と5つの「施策の基本方向(まちづくりの目標)」を掲げ、将来都市像である「笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど」の実現に向け、計画期間を5年ごととする前期・後期の基本計画を策定、さらに計画期間を3か年とする実施計画を策定し、毎年度見直ししながら実効性のある計画的なまちづくりに取り組んできた。

この間、わが国においては、高齢化の急速な進行等による社会保障費の増大や頻発する大規模自然災害、人口減少に立ち向かう地方創生の取組みなど、社会情勢に大きな変化が生じている。

また、本市では、平成25年度に高齢者・障害者等見守りネットワークの発足、関越自動車道坂戸西スマートICの供用開始、入西地域交流センターの完成、入西赤沼線の開通、坂戸東川越線・三芳野若葉線延伸部の供用開始、平成26年度に新潟県南魚沼市と友好都市提携協定の締結、平成27年度に県内初の施設一体型小中一貫教育校城山学園の開校、市内小・中学校全普通教室へのエアコンの設置、市内24時間営業コンビニエンスストアへのAEDの設置、坂戸市空き家バンク事業の開始、さかど農産物加工所の開所、平成28年度に市制施行40周年を記念して式典を始めとする各種事業の実施、坂戸市イメージキャラクター「さかろん」の誕生、坂戸市立桜小学校の開校、学力のびのび塾の実施、平成30年度に広域静苑組合への加入、ウエルシア薬局(株)及び(株)セブンーイレブン・ジャパンとの包括連携協定の締結など、目まぐるしく変化していく社会情勢に対し、柔軟に各種施策を展開してきた。

この度、現計画が2022(令和4)年度をもって目標年次を迎えることから、坂戸市総合計画策定条例(平成29年坂戸市条例第19号)に基づき、本市の新たなまちづくりの指針となる次期坂戸市総合計画(以下「次期計画」という。)を策定する。

【過去の策定経緯及び将来都市像】

昭和46年6月 第1次坂戸町総合振興計画「近代的な都市をめざして」 昭和53年3月 第2次坂戸市総合振興計画「近代的な都市をめざして」 昭和58年6月 第3次 " 「豊かさと安らぎに満ちた文化都市」 平成2年12月 第4次 " 「豊かさと安らぎに満ちた文化都市」 平成14年3月 第5次 " 「市民がつくり育むまち、さかど」 平成24年3月 第6次 " 「笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど」

2 計画の位置付け

次期計画は、本市の行政運営の長期的な指針となるものであり、総合的かつ計画的な行政運営を推進するため、新たなまちづくりの目標を示すものである。なお、全ての分野別計画はこの次期計画の趣旨に沿って策定される。

3 計画のコンセプト

次期計画の策定に当たっては、現計画との連動性に配慮するとともに、次の視点に留意し策定する。

(1) 多様な市民参加機会の創出

目指すべき将来の方向性を共用し、その実現に向けたまちづくりを地域全体で推進するため、計画策定の段階からより多くの市民が参画できるよう、市民参加の場及び機会の確保に努め、市民と市が一体となった計画づくりを行う。

(2) 市民に分かりやすい計画

施策の達成状況を把握する指標や計画の構成などについては、市民の視点に立った 分かりやすいものとするよう努める。

(3) 時代の変化に柔軟に対応できる計画

社会経済情勢が急速かつ大きく変化する中で、時代の潮流や本市を取り巻く環境、 多様化する市民ニーズ等を機敏に捉え、市政に反映できるよう、時代の変化に柔軟に対 応できる計画づくりを行う。

(4) 検証可能で実効性の高い計画

体系を整理するとともに、計画の成果・効果を的確に検証することができ、事業内容の見直しや予算配分などに検証結果を適時適切に反映できる計画づくりを行う。

4 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

次期計画は、将来のまちづくりに向けた基本理念や施策の方向性等を階層に分けて記載することで、市民に分かりやすく、かつ、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、現計画と同様、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成とする。

(2) 各計画の基本的構成及び期間

【基本構想】: 10年(2023(令和5)年度~2032(令和14)年度)

本市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想(本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本理念を定めた構想をいう。(市のまちづくりの基本理念、将来都市像及びこれらを実現するための施策の基本的方向を定める。)

【基本計画】5年(2023(令和5)年度~2027(令和9)年度)

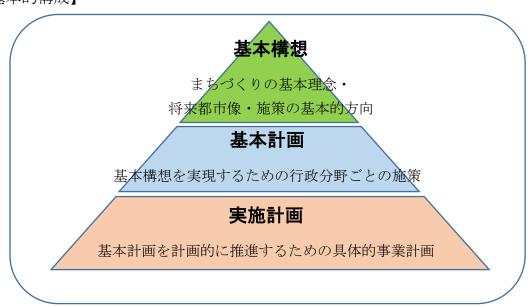
基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。(基本構想を 実現するための施策を行政分野ごとに定める。基本構想の実効性や体系との整合性 を考慮し、前期・後期と区分する中期計画とする。)

【実施計画】3年(毎年度ローリング方式)

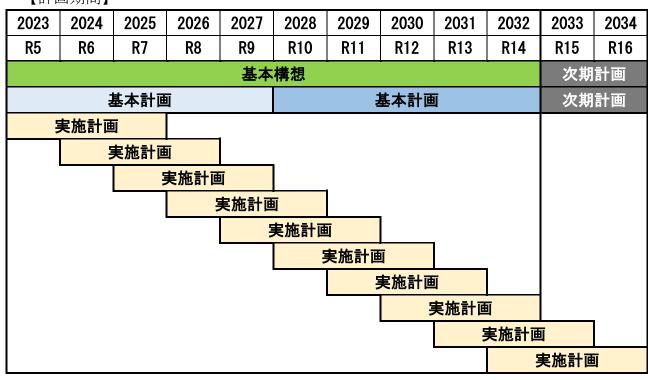
基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画をいう。(基本

計画を計画的に推進するための基本的な事業計画を定める。基本計画で示された施策を具体化し、時代に即した行政課題に効果的に対応するよう、適切な進行管理を行うとともに、必要に応じて事業を見直し、計画の着実な推進と適時性の確保を図る。)

【基本的構成】



【計画期間】



5 計画策定の体制

(1) 市民参加

ア市民意識調査

無作為抽出による市民を対象としたアンケート調査を実施し、市民のまちづくりに関する意識調査を行うとともに、目標設定等に活用する。

イ ワークショップ

これからのまちづくりについて対話するワークショップを開催し、まちづくりへの関心やまちへの愛着の醸成を図るとともに、より多くの市民からまちづくりに対する意見等を聴取する。

ウ 地区別懇談会

5地区(三芳野、勝呂、坂戸、入西、大家地区)又は公民館区を単位とした懇談会を開催し、計画骨子に対する意見・提言等を募集する。

エ 市民コメント

次期計画(案)について、市民コメントを実施し、市民からの意見を求め、寄せられた意見や要望、情報に対する市の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮した上での計画策定を行う。

オ その他の意見聴取

策定過程における情報を広報及びホームページ等に掲載し市民との情報共有に努めるともに、出前講座を常設し周知を図る。また、市長への提言制度を活用し、ハガキやメールにより広く意見等を求める。

(2) 総合計画審議会

坂戸市総合計画審議会条例(昭和57年坂戸市条例第1号)に基づき、審議会を組織 し市長の諮問に応じて次期計画に関し調査及び審議を行う。

(3) 市議会

基本構想の策定については、坂戸市議会の議決すべき事件に関する条例(平成27年坂戸市条例第34号)第2条第1項の規定により、市議会において議決しなければならないこととされている。そこで、市長から最終的な本計画(案)を議案として提案し、市議会における審議を経て議決する。

(4) 市の内部検討体制

ア 政策会議(市長、副市長、教育長、各部長等)

坂戸市政策会議規程(平成10年坂戸市訓令第9号)に基づき、本市の行政運営の 基本方針及び重要事項の最終決定機関として審議を行う。

イ 策定委員会(各次長、一部事務組合次長等)

坂戸市総合計画策定委員会規程(昭和57年坂戸市訓令第2号)に基づき、社会経済情勢の変化に対応する本市の基本構想及び基本計画の策定を行う。なお、委員長は総合政策部長をもって充て会務を総括する。

ウ 検討部会(各課長、課長補佐等)

坂戸市総合計画策定委員会規程に基づき、基本構想及び基本計画の素案を調整し 取りまとめを行う。

- エ 土地利用構想検討会議(関係課長等) 土地利用構想に関して専門的な見地から検討を行う。
- オ ワーキンググループ (各課係長、主任等) 必要に応じ、分野ごとの実務的な作業グループとして、ワーキンググループを組 織化し、検討部会の下部組織として位置づけ素案の策定を行う。

カ職員参加

作業に携わらない一般職員についても坂戸市職員提案規程(平成 13 年坂戸市訓令第15号)に準じ、簡略化した職員提案制度を実施して参画を推進する。

【策定体制】 総合計画審議会 (基本構想・基本計画の検討) 基本構想 市議会 市長 ・市内の公共的団体等の代表者 諮問·答申 提案·議決 •学識経験者 •公募委員 政策会議 意 見 【庁内検討組織】 反 映 総合計画策定委員会 【市民参加】 情報提供 ·市民意識調査 ・ワークショップ 土地利用構想 総合計画策定委員会 検討部会 検討会議 •地区別懇談会

意見反映

土地利用構想 検討会議WG 総合計画策定委員会 検討部会WG

関係課

・市民コメント

・市長への提言 等

6 策定スケジュール

次期計画の策定は、2019(平成31)年度から4年間で策定するものとする。

主なスケジュール

(準備)

- ・策定方針(案)の決定(平成30年11月)
- 指名委員会(平成30年11月)
- 業務委託プロポーザル(平成31年1月~3月)
- ·業務委託契約(平成31年3月)
- ・総合計画審議会(令和元年6月~)
- ・市民意識調査の実施(令和元年9月)
- ・策定方針の決定(令和2年2月)

(策定)

- · 次期計画(基本構想)素案(令和4年3月)
- ・市民コメント(基本構想)素案(令和4年4月)
- ·次期計画(基本構想)案(令和4年9月議会)
- ・次期計画(基本計画)素案(令和4年9月)
- ・市民コメント(基本計画)素案(令和4年10月)
- ・次期計画(基本計画)案(令和4年12月)
- ・次期計画決定・公表(令和5年3月)